市民税・県民税申告書の書き方

本人に関する事項

1月1日時点の住所、現在の住所（1月2日以後に転居した人は現住所も記入）、氏名、生年月日、電話番号、提出日をご記入ください。

3・4　所得から差し引かれる金額　（1円未満切上げ）

3 の⑬～㉔に各控除に関する支払額や扶養親族の氏名などの必要事項を、
4 の⑬～㉔には算出した控除額を記入してください。

控除	内　　容	記入内容	
		3所得から差し引かれる金額に関する事項	4所得から差し引かれる金額（住民税算出額）
⑬雑　損	災害や盗難、横領等により損害を受けた場合		控除額 （計算方法は裏面「別表3」参照） ※　裏面8の該当箇所にも記入
⑭医療費	医療費の支払いまたは特定一般用医薬品を購入があった場合	該当箇所	控除額 （計算方法は裏面「別表3」参照）
⑮社会保険料	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合	該当箇所	支払った保険料の合計額
⑯小規模企業共済等掛金	小規模企業共済等掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法の年金加入者掛金（企業型・個人型）を支払った場合	該当箇所	支払った掛金の合計額
⑰生命保険料	生命保険契約等に係る保険料を支払った場合	該当箇所	控除額 （計算方法は裏面「別表3」参照）
⑱地震保険料	地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合	該当箇所	控除額 （計算方法は裏面「別表3」参照）
⑲寡　婦	以下の①または②に該当し、ひとり親に該当しない人 ①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※　事実婚は寡婦控除の対象外	死別、離別、生死不明のうち該当する事由にチェック	控除額「260，000」を記入
⑲ひとり親	現に婚姻をしていない人で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※事実婚はひとり親控除の対象外	ひとり親にチェック	控除額「300，000」を記入
⑳障 害 者	障害者の認定を受けている場合の控除	（本人が障害者の場合） ⑳の障害者控除に障害等級を記入 （配偶者または扶養親族が障害者の場合） ㉑.㉒.㉓の障害欄に障害等級を記入し、同居・別居のどちらかにチェック	・特別障害者（身体1.2級、精神1級、療育A1.2級など） 控除額「300，000」を記入 ・障害者（上記以外） 控除額「260，000」を記入 ※　特別障害者が同居の場合は「530，000を記入
⑳勤労学生	本人が勤労学生で、前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、勤労によらない所得が10万円以下である場合	学校名を記載	控除額「260，000」を記入
㉑配 偶 者	生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円以下）を有する場合 ※扶養主の合計所得金額が1，000万円超えの場合は対象外	配偶者の氏名（カタカナ）、生年月日、同一生計配偶者	控除額（裏面「別表4」参照）
㉒配偶者特別	生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円超133万円以下）を有する場合 ※扶養主の合計所得金額が1，000万円超えの場合は対象外	配偶者の合計所得金額	控除額（裏面「別表5」参照）
㉓扶　養	扶養親族（前年の合計所得金額が48万円以下）を有する場合 ※扶養親族が国外居住者等の非居住者かつ30歳以上70歳未満の場合は、次のいずれかに該当する場合に限ります。 ①留学生 ②障害者 ③あなたから生活費又は教育費として年38万円以上受けている者	被扶養者の氏名（カタカナ）、生年月日、続柄	控除額（裏面「別表6」参照）
㉔基　礎	合計所得金額が2，500万円以下の人に適用される控除		控除額「430，000」を記入 ※　納税義務者の合計所得金額が2，400万越えの場合は市のホームページをご覧ください

※　障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生・配偶者・配偶者特別・扶養控除は前年12月31日の現況で判定
ただし、配偶者その他の扶養親族が前年中に死亡した場合、死亡時の現況で判定

市ホームページで簡単に市民税・県民税申告書を作成し郵送で提出できます

市ホームページの「**申請書等ダウンロードサービス**」⇒「**税関係**」
⇒「**市民税・県民税申告書**」⇒表示されたページの**住民税試算システム**からアクセス
または右の**QRコード**からアクセス

【見本】市民税・県民税申告書

（表面）

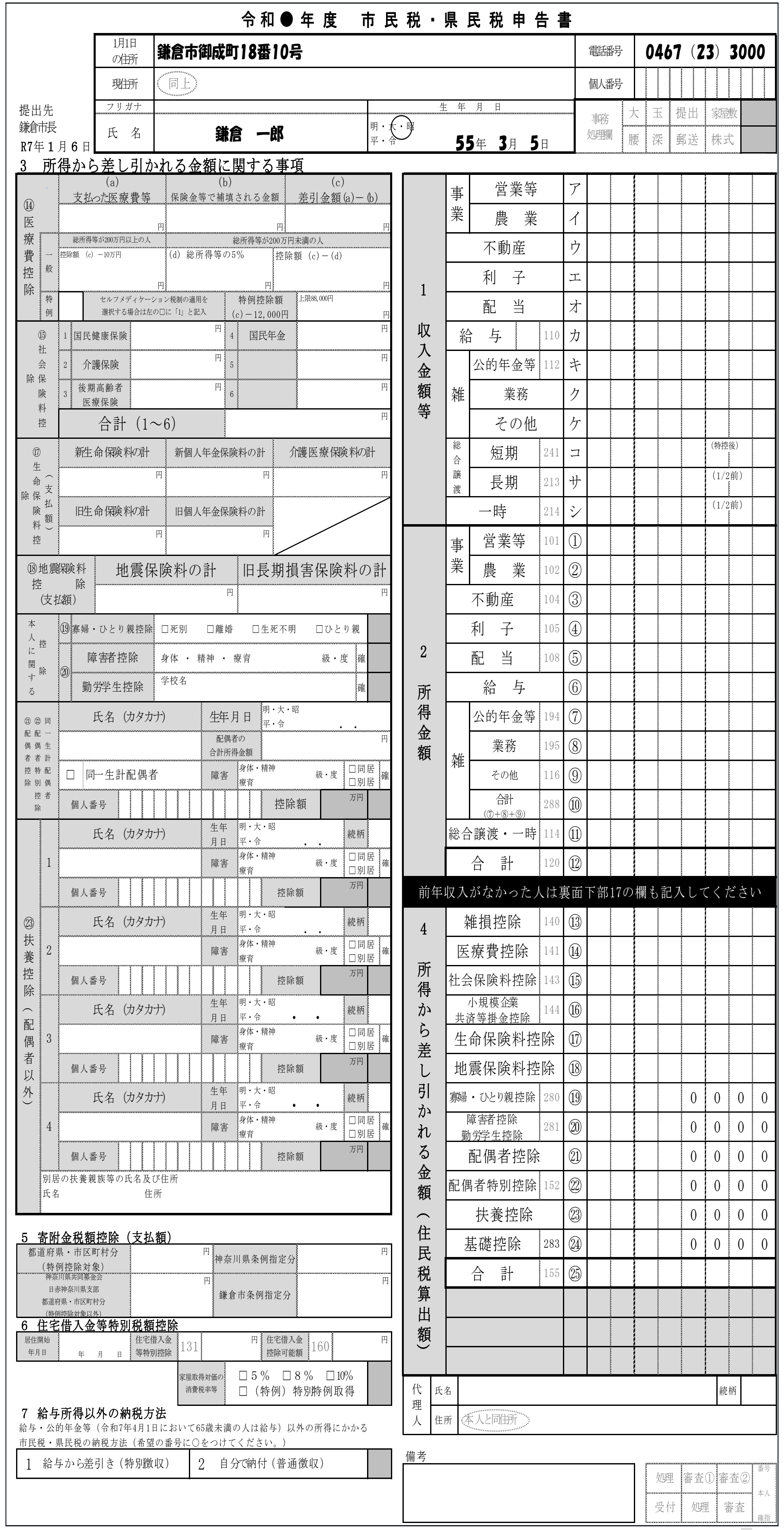

令和●年度　市民税・県民税申告書

提出先
鎌倉市長
R7年1月6日

1月1日の住所	鎌倉市御成町18番10号	電話番号	0467（23）3000
現住所	同上	個人番号	
フリガナ 氏　名	鎌倉　一郎	生年月日	明・大・[✓ 昭] 平・令　55年　3月　5日

事務処理欄　大　玉　提出　家屋敷　腰　深　郵送　株式

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑭医療費控除
(a) 支払った医療費等　円
(b) 保険金等で補填される金額　円
(c) 差引金額(a)－(b)　円
一般　総所得等が200万円以上の人　控除額 (c) －10万円　円
総所得等が200万円未満の人　(d) 総所得等の5%　円　控除額 (c)－(d)　円
特例　セルフメディケーション税制の適用を選択する場合は左の□に「1」と記入　特例控除額 (c)－12,000円　上限88,000円　円

⑮社会保険料控除
1 国民健康保険　円
2 介護保険　円
3 後期高齢者医療保険　円
4 国民年金　円
5　円
6　円
合計（1～6）　円

⑰生命保険料控除（支払額）
新生命保険料の計　円
新個人年金保険料の計　円
介護医療保険料の計　円
旧生命保険料の計　円
旧個人年金保険料の計　円

⑱地震保険料控除（支払額）
地震保険料の計　円
旧長期損害保険料の計　円

本人に関する控除
⑲寡婦・ひとり親控除　□死別　□離婚　□生死不明　□ひとり親
⑳障害者控除　身体・精神・療育　級・度　確
⑳勤労学生控除　学校名　確

㉑配偶者控除　㉒配偶者特別控除　同一生計配偶者
氏名（カタカナ）　生年月日　明・大・昭　平・令　．．
配偶者の合計所得金額　円
□　同一生計配偶者　障害　身体・精神　療育　級・度　□同居　□別居　確
個人番号　控除額　万円

㉓扶養控除（配偶者以外）
1　氏名（カタカナ）　生年月日　明・大・昭　平・令　．．　続柄
障害　身体・精神　療育　級・度　□同居　□別居　確
個人番号　控除額　万円
2　氏名（カタカナ）　生年月日　明・大・昭　平・令　．．　続柄
障害　身体・精神　療育　級・度　□同居　□別居　確
個人番号　控除額　万円
3　氏名（カタカナ）　生年月日　明・大・昭　平・令　．．　続柄
障害　身体・精神　療育　級・度　□同居　□別居　確
個人番号　控除額　万円
4　氏名（カタカナ）　生年月日　明・大・昭　平・令　．．　続柄
障害　身体・精神　療育　級・度　□同居　□別居　確
個人番号　控除額　万円
別居の扶養親族等の氏名及び住所
氏名　住所

5　寄附金税額控除（支払額）
都道府県・市区町村分（特例控除対象）　円
神奈川県条例指定分　円
神奈川県共同募金会　日赤神奈川県支部　都道府県・市区町村分（特例控除対象以外）　円
鎌倉市条例指定分　円

6　住宅借入金等特別税額控除
居住開始年月日　年　月　日
住宅借入金等特別控除　131　円
住宅借入金控除可能額　160　円
家屋取得対価の消費税率等　□5％　□8％　□10%　□（特例）特別特例取得

7　給与所得以外の納税方法
給与・公的年金等（令和7年4月1日において65歳未満の人は給与）以外の所得にかかる市民税・県民税の納税方法（希望の番号に○をつけてください。）
1　給与から差引き（特別徴収）
2　自分で納付（普通徴収）

1 収入金額等	事業	営業等		ア
		農業		イ
	不動産			ウ
	利子			エ
	配当			オ
	給与		110	カ
	雑	公的年金等	112	キ
		業務		ク
		その他		ケ
	総合譲渡	短期	241	コ　（特控後）
		長期	213	サ　（1/2前）
	一時		214	シ　（1/2前）
2 所得金額	事業	営業等	101	①
		農業	102	②
	不動産		104	③
	利子		105	④
	配当		108	⑤
	給与			⑥
	雑	公的年金等	194	⑦
		業務	195	⑧
		その他	116	⑨
		合計（⑦+⑧+⑨）	288	⑩
	総合譲渡・一時		114	⑪
	合計		120	⑫

前年収入がなかった人は裏面下部17の欄も記入してください

4 所得から差し引かれる金額（住民税算出額）	雑損控除	140	⑬	
	医療費控除	141	⑭	
	社会保険料控除	143	⑮	
	小規模企業共済等掛金控除	144	⑯	
	生命保険料控除		⑰	
	地震保険料控除		⑱	
	寡婦・ひとり親控除	280	⑲	0 0 0 0
	障害者控除 勤労学生控除	281	⑳	0 0 0 0
	配偶者控除		㉑	0 0 0 0
	配偶者特別控除	152	㉒	0 0 0 0
	扶養控除		㉓	0 0 0 0
	基礎控除	283	㉔	0 0 0 0
	合計	155	㉕	

代理人　氏名　続柄
住所　本人と同住所

備考

処理　審査①　審査②　受付　処理　審査　番号　本人　確指

1　収入金額等　2　所得金額　（1円未満切捨て）

所得の種類ごとに、前年1年間（1月1日～12月31日）の収入金額を 1のア～シに、収入金額から必要経費を差し引いて得た所得金額を 2の①～⑫の欄に記入してください。

収入・所得の種類	内容	記入事項	
		1 収入金額等	2 所得金額
ア　① 営業等	製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業、飲食業その他の営業等から生じる所得	収入金額	収入金額－ 必要経費 ※　裏面10事業・不動産所得に関する事項の該当箇所にも記入
イ　② 農　業	農作物の生産、農家が兼営する家畜などの飼育などの事業から生ずる所得		
ウ　③ 不動産	地代、家賃、土地や建物の権利金、船舶の貸付料などによる所得		
エ　④ 利　子	所得税源泉徴収されない預金等の利子など（例:国外預金等の利子）	収入金額	収入金額－ 必要経費
オ　⑤ 配　当	株式又は出資の配当や剰余金の分配など ※　源泉徴収されていない配当は所得税確定申告が必要	収入金額	収入金額 ※　裏面14配当所得（総合課税）に関する事項の該当箇所にも記入 ※　分離課税は裏面15のみ記載
カ　⑥ 給　与	俸給、給料、賃金、賞与、歳費	収入金額	所得金額 ※　算出方法は裏面別表1を参照
キ　⑦ 公的年金等	国民年金、厚生年金など	収入金額	所得金額 ※　算出方法は裏面別表2を参照
ク　⑧ 業　務	原稿料、講演料など	収入金額	収入金額 － 必要経費 ※　裏面12雑所得（公的年金等以外）に関する事項の該当箇所にも記入
ケ　⑨ その他	個人年金、互助年金など		
コ　⑪ 短　期	土地、建物、株式、機械、特許権などの譲渡による所得	収入金額	収入金額－（取得費＋譲渡費）－特別控除額 ※　長期譲渡所得（総所得分）は算出後2分の1を掛ける ※　裏面13総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項の該当箇所にも記入
サ　⑪ 長　期	土地、建物、株式、機械、特許権などの譲渡による所得		
シ　⑪ 一時 注1	懸賞金、競馬等の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など	収入金額	（収入金額－支出した金額－特別控除額）×1/2 ※　裏面13総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項の該当箇所にも記入

注1　総合課税の譲渡所得に適用する特別控除額（上限50万円）は、まず短期譲渡所得に適用し、残額を長期譲渡所得と合算し、総合譲渡・一時所得欄（申告書⑪）に記入します。

控除額計算

【別表1】給与所得の速算表（小数点以下切捨て）

給与の収入金額	給与の所得金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4（千円未満端数切捨て）＝A	A×2.4＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円	

所得金額調整控除

次の⑴・⑵に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

⑴給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

ア.本人が特別障害者に該当する
イ.年齢23歳未満の扶養親族を有する
ウ.特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
{給与等の収入金額（上限1,000万円）－850万円}×10％＝控除額（上限15万円）

【別表3】所得控除の計算方法

雑損	①損害金額－保険等により補てんされた額－（総所得金額等×10％）		
	②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－50,000円		
	※①②のいずれか多い方の額		
医療費 ※①②のいずれかを選択	① 一般の医療費控除 （支払った医療費の合計額-保険金などで補填される金額）－ （10万円と総所得金額等の5％（小数点以下は切捨て）のいずれか少ない金額）		
	②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 特定一般用医薬品の額－保険等により補てんされた額－12,000円		
社会保険料	支払った保険料の合計額		
小規模企業共済等掛金	支払った掛金の合計額		
生命保険料		支払った保険料	控除額
	【新制度分】 ①一般生保 ②介護医療 ③個人年金 （それぞれ別計算）	～12,000円	支払保険料の全額
		12,001円～32,000円	支払保険料×2分の1+6,000円
		32,001円～56,000円	支払保険料×4分の1+14,000円
		56,001円～	28,000円（限度額）
	【旧制度分】 ④一般生保 ⑤個人年金 （それぞれ別計算）	～15,000円	支払保険料の全額
		15,001円～40,000円	支払保険料×2分の1+7,500円
		40,001円～70,000円	支払保険料×4分の1+17,500円
		70,001円～	35,000円（限度額）
	控除額	①または①+④（ただし限度額28, 000円）または④	
		＋	
		②	
		＋	
		③または③+⑤（ただし限度額28,000円）または⑤	
地震保険料控除		支払った保険料	控除額
	地震保険料	～50,000円	支払った保険料×2分の1
		50,001円～	25,000円
	旧長期損害保険料	～5,000円	支払った保険料の全額
		5,001円～15,000円	支払った保険料×2分の1+2,500円
		15,001円～	10,000円
	両方ある場合はそれぞれで計算後に合算（ただし限度額25,000円）		

【別表2】公的年金等に係る雑所得の速算表（小数点以下切捨て）

年齢	公的年金等の収入金額の合計　（ア）	公的年金等の所得金額（1,000万円以下）
65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）	330万円以下	（ア）－110万円
	330万円超　410万円以下	（ア）×75％－27万5千円
	410万円超　770万円以下	（ア）×85％－68万5千円
	770万円超　1,000万円以下	（ア）×95％－145万5千円
	1,000万円超	（ア）－195万5千円
65歳未満（昭和35年1月2日以降生まれ）	130万円以下	（ア）－60万円
	130万円超　410万円以下	（ア）×75％－27万5千円
	410万円超　770万円以下	（ア）×85％－68万5千円
	770万円超　1,000万円以下	（ア）×95％－145万5千円
	1,000万円超	（ア）－195万5千円

※　公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1,000万円越の速算表はホームページをご覧ください。

⑵　給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合

給与所得控除後の給与等の金額（上限10万円）
＋公的年金等雑所得の金額（上限10万円）－10万円＝控除額
※　⑴の適用がある場合は①により控除した残額から控除します。

【別表4】配偶者控除

	扶養主の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
昭和30年1月2日以降生まれの配偶者	33万円	22万円	11万円
昭和30年1月1日以前生まれの配偶者	38万円	26万円	13万円

【別表5】配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超　95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超　100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円

【別表6】扶養控除

区分	要件	控除額
①特定扶養親族	平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ	45万円
②老人扶養親族	昭和30年1月1日以前生まれ	38万円
③同居老親等扶養親	②のうち、同居している直系尊属	45万円
④年少扶養親族	平成21年1月2日以降生まれ	0円
⑤一般扶養親族	①～④以外の扶養親族	33万円

前年収入がなかった人の書き方

申告書表面の1月1日の住所、現住所、フリガナ、氏名、生年月日、電話番号のほか、申告書裏面の「17 前年収入がなかった人に関する事項」の該当箇所に記載してください。
扶養している親族がいる場合は申告書表面の左側㉑もしくは㉓に扶養親族の氏名（フリガナ）と生年月日を記載してください。
※　障害年金、遺族年金、雇用保険の給付等のみを受け取っていた場合は「前年収入がなかった人」に当たります。

申告書表面

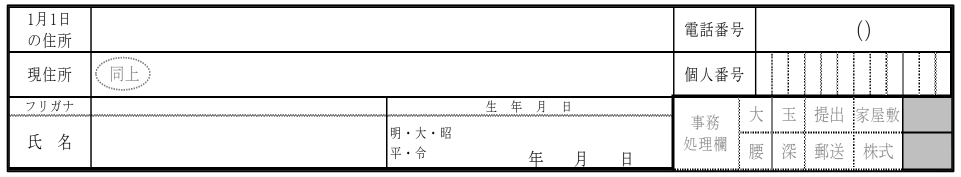

1月1日の住所		電話番号	（）
現住所	同上	個人番号	
フリガナ	生　年　月　日	事務処理欄	大　玉　提出　家屋敷
氏　名	明・大・昭 平・令　年　月　日		腰　深　郵送　株式

申告書裏面

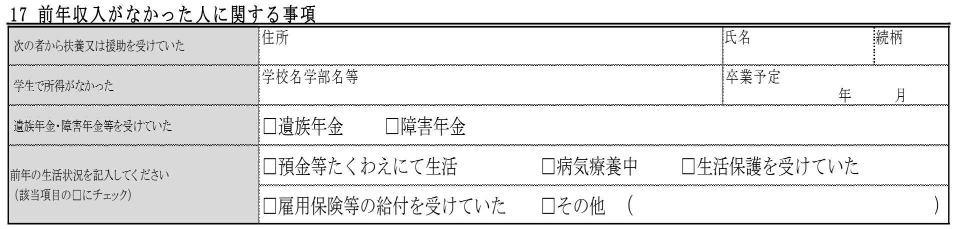

17 前年収入がなかった人に関する事項

次の者から扶養又は援助を受けていた	住所	氏名	続柄
学生で所得がなかった	学校名学部名等	卒業予定 年　月	
遺族年金・障害年金等を受けていた	□遺族年金　□障害年金		
前年の生活状況を記入してください（該当項目の□にチェック）	□預金等たくわえにて生活　□病気療養中　□生活保護を受けていた		
	□雇用保険等の給付を受けていた　□その他　（　　）		

申告に必要なもの
（前年収入がなかった人は①のみ）

①市民税・県民税申告書
②所得の証明となる資料（源泉徴収票、収支明細書など）
③社会保険料、生命保険、地震保険料、寄附金控除の証明書（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険控除、寄附金税額控除の場合）
④医療費控除明細書（支払った医療費の一覧及び合計額を記載したもの（医療費控除の場合）
⑤障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象認定書など（障害者控除の場合）
※　証明書等は前年（1月から12月）の間に支払ったものであることを確認してください。
※　市民税課窓口で申告書を提出する場合は、窓口に来る人の本人確認書類をお持ちください。
※　医療費控除の領収書は自宅保管し、申告書に添付しないでください。

提出先

窓口は大変混雑いたしますので、郵送をご活用ください。

郵送する場合
〒248-8686　鎌倉市御成町18-10　鎌倉市役所総務部市民税課

※　受付の控えが必要な人は、返信用封筒（宛名を記入し、所要額の切手を貼付）を同封してください。

窓口に直接提出する場合
市民税課（本庁舎1階16・17番窓口）へ提出してください
受付時間は8時30分から17時00分まで（土曜、日曜、休日を除く）

※　受付場所や時間が上記と一部異なる期間があります。市ホームページ、広報かまくらで確認の上、お越しください。